

最高裁 平成24年(行ツ)第115号、平成24年(行ヒ)第133号
平成24年5月18日

上告人兼申立人 X 1
上告人兼申立人 都市交通労働組合
同代表者執行委員長 X 2
被上告人兼相手方 国
同補助参加人 神奈川都市交通株式会社
同代表者代表取締役 Y 1

原判決の表示 東京高等裁判所平成23年(行コ)第194号(平成23年11月16日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

最高裁判所第二小法廷